

名古屋市心身障害者扶養共済事業条例及び名古屋市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 3月25日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第4号

名古屋市心身障害者扶養共済事業条例及び名古屋市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例

(名古屋市心身障害者扶養共済事業条例の一部改正)

第 1条 名古屋市心身障害者扶養共済事業条例（昭和45年名古屋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第10条第 2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(名古屋市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部改正)

第 2条 名古屋市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年名古屋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第16条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第17条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7年 6月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。